

特定非営利活動法人山友会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人山友会の役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬基準)

第2条 役員は、その定数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(報酬額の決定)

第3条 この法人の役員報酬額は、理事会においてこれを定める。

(報酬の支払い方法)

第4条 この法人の役員報酬支払方法は、理事会においてこれを定める。

(その他)

第5条 その他のこの法人の役員報酬規程の実施に関し必要な事項については、理事会が別に定める。

(付 則)

1. この規程は、平成27年4月17日から施行する。

特定非営利活動法人 山友会 常勤職員 賃金規程

第1章 総則

第1条（適用範囲）

この規程は、特定非営利活動法人山友会（以下、山友会という。）の常勤職員（以下、従業員という。）の賃金について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事するものについて、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

第2条（賃金体系）

賃金の構成は以下のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 諸手当
通勤手当、残業手当、休日手当、深夜勤務手当、宿直手当、役職手当、家族手当、住宅手当、資格手当、特殊業務手当、待機手当、その他諸手当

第3条（賃金計算期間および支払日）

1. 賃金は、当月1日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月15日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは従業員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払うことがある。
 - ① 従業員が死亡したとき
 - ② 従業員が退職、または解雇されたとき
 - ③ 従業員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - ④ 従業員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上帰郷するとき
 - ⑤ 前各号のほか、やむを得ない事情があると山友会が認めたとき

第4条（賃金の支払方法）

1. 賃金は通貨で直接、従業員に支払うこととする。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。

第5条（賃金控除）

前条の規定にかかわらず、次のものは賃金を支払うときに控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 特別徴収の住民税（市町村民税および都道府県民税）
- ③ 雇用保険料
- ④ 健康保険料（介護保険料を含む）
- ⑤ 厚生年金保険料（厚生年金基金保険料を含む）
- ⑥ その他必要と認められるもので従業員代表と協定したもの

第6条（遅刻、早退または欠勤の賃金控除）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

$\frac{\text{基本給} + * \text{注 に示すもの以外の諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間 (1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{欠勤時間数 (欠勤日数)}$
--

*注：通勤手当、家族手当、住宅手当、宿直手当、賞与などの臨時に支払われた賃金

第7条（中途入社または中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$\frac{\text{基本給} + *注 \text{ に示すもの以外の諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$

*注：通勤手当、家族手当、住宅手当、宿直手当、賞与などの臨時に支払われた賃金

第8条（休業期間中の賃金）

原則として、就業規則第10条（産前産後の休暇）、第11条（母性健康管理のための休暇等）、第12条（育児休業等）、第13条（介護休業等）、第15条（子の看護休暇）、第16条1項（その他の休暇等）に規定する休業及び休暇期間中は賃金を支給しない。ただし、山友会が特に必要と認めた場合は基本給の2分の1を限度として支給することがある。

第9条（臨時休業中の賃金）

会社の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の60%に相当する休業手当を支給する。

第10条（退職期間中の賃金）

就業規則第9条6項に規定する退職期間中は賃金を支給しない。

第2章 給与

第11条（基本給）

基本給は日給もしくは月給制とし、従業員の能力、経験、技能および作業内容並びに年金受給の有無などを勘案して各人ごとに決定する。

第12条（給与改定）

1. 給与改定は基本給を対象に毎年3月に従業員各人の勤務成績を査定して決定し、当月から支給する。ただし、山友会の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
2. 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。
 - ① 昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
 - ② 就業規則第27条により懲戒処分を受けた者
 - ③ 著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
 - ④ 勤続6ヶ月未満の者
3. 山友会は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

第13条（役職手当）

1. 役職手当は、特定の業務を管理・調整し、その業務に従事する職員を指揮する地位にある職員に支給する。
2. 役職手当を支給する職及び支給額は別表1に掲げるとおりとする。

第14条（家族手当）

1. 扶養家族を有する従業員に対して、家族手当を支給する。
2. 前項の扶養家族とは、所得税法の配偶者控除、扶養家族の対象となるもの下記の者をいう。
 - ① 配偶者
 - ② 満20歳までの子
3. 家族手当の支給額は、別表2に掲げるとおりとする。

第15条（扶養家族の届出）

新たに採用した従業員や、扶養の異動がある場合は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに山友会事務局まで届出をしなければならない。

- ① 新たに扶養家族となるものができたとき。
- ② 扶養家族の条件を外れたとき。

第 16 条 (住宅手当)

住宅手当は、従業員のうち世帯主に対し月額 10,000 円支給する。

第 17 条 (資格手当)

1. 資格手当は山友会が必要とする特別の資格を有する者に対し月ごとに定額を支給する。資格手当の額は資格に応じて加算するものとする。
2. 資格手当を支給する資格及び支給額は、別表 3 に掲げるものとする。
3. 従業員が資格手当支給対象となる職務から離れたときは資格手当の支給を停止する。

第 18 条 (特殊業務手当)

配属された事業の勤務体制の特性などが他事業の従業員と異なり、山友会が必要と認めた場合、該当する従業員に対し月額 10,000 円支給する。

第 19 条 (時間外手当、休日出勤手当)

時間外手当と休日出勤手当は山友会の命令によって法定労働時間を超えて残業した場合、または休日に勤務したことに基づいて支給する。

第 20 条 (時間外手当、休日出勤手当の額)

1. 時間外手当の額は、働いた時間について、1 時間あたりの算定の基礎額に 1.25 を乗じた額で計算する。
2. 休日出勤の額は、働いた時間について、1 時間あたりの算定の基礎額に次の乗率をかけた額とする。
 - ① 法定休日出勤の場合 1.35
 - ② 法定外休日出勤の場合 1.25
3. 前項 1 号の法定休日出勤とは、1 週のうち 1 日も休日がなかった場合の、最後の休日出勤いう。

第 21 条 (深夜勤務手当)

深夜勤務手当は、会社の命令で午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した従業員に支給する。

第 22 条 (深夜勤務手当の額)

1. 深夜勤務手当の額は、働いた時間について、1 時間あたりの算定の基礎額に 1.25 を乗じた額で計算する。
2. 残業や休日出勤が深夜になったときは、残業や休日出勤手当の額に、深夜勤務手当の額を足すこととする。

第 23 条 (宿直手当)

宿直手当は、一週間における所定労働時間内においての宿直について支給するものであり、一回の宿直に対し 3,500 円とする。

第 24 条 (待機手当)

待機手当は、山友会の命令によって夜間または休日の対応に備えて待機する従業員に対し、月額 3000 円支給する。

第 25 条 (通勤手当)

通勤手当は、毎日通勤する者で定期券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する金額を支給する。

第 26 条 (手当の返還)

1. 諸手当につき、支給されていた条件が変わる場合、速やかにその旨を届けること。
2. 前項の報告がなく、また虚偽の報告を行った場合で、その報告の真偽が判明した場合は、その報告書がない時点、または虚偽の報告のときより支払われた金額の全額の返還を要する。

第 27 条 (賞与)

1. 山友会は、賞与を支給することがある。
2. 賞与を受けることができる職員は、賞与の支給日より前6か月間の総所定就業日数の3分の2以上の出勤日数があり、支給日当日に在籍する者とする。ただし、出勤日数が不足する者についても、特別に支給することがある。停職以上の懲戒処分を受けた者は支給対象から除外する。

附則 (平成28年6月11日制定)

第 1 条 (本規定の施行)

本規定は平成28年6月11日から施行する。

附則 (平成28年7月29日改定)

第 1 条 (改正規定の施行)

平成28年7月29日の理事会にて本規定が改定された。改定された本規定は、平成28年7月29日より施行する。

附則 (平成30年1月31日改定)

第 1 条 (改正規定の施行)

平成30年1月26日の従業員会議にて本規定が改定された。改定された本規定は、平成30年1月31日より施行する。

附則 (2020年3月27日改定)

第 1 条 (改正規定の施行)

2020年3月27日の従業員会議にて本規定が改定された。改定された本規定は、2020年4月1日より施行する。

附則 (2020年5月22日改定)

第 1 条 (改正規定の施行)

2020年5月22日の従業員会議にて本規定が改定された。改定された本規定は、2020年5月25日より施行する。

別表 1 (役職手当支給額)

役職	月額
代表	70,000
事務局長	10,000
生活相談・支援事業 責任者 (相談室長)	10,000
無料診療事業 責任者 (山友会クリニック看護師長)	10,000
宿泊支援事業 責任者 (山友荘 管理責任者)	10,000

別表 2 (家族手当支給額)

扶養家族分類	月額	備考
配偶者	5,000	
子	5,000	第三子まで支給
子(高校生・専門学校生・大学生)	10,000	第一子まで支給 満 20 歳まで支給

別表 3 (資格手当支給額)

資格	月額	備考
A. 正看護師	40,000	B との併給なし
B. 准看護師	20,000	A との併給なし
C. 社会福祉士	10,000	D との併給なし
D. 精神保健福祉士	10,000	C との併給なし
E. 社会福祉主事	3,000	C, D との併給なし
F. 介護福祉士	10,000	G との併給なし
G. ヘルパー2 級	3,000	F との併給なし
H. 認定ファンドレイザー	5,000	I との併給なし
I. 准認定ファンドレイザー	3,000	H との併給なし
J. 日商簿記 2 級	3,000	K との併給なし
K. 日商簿記 3 級	1,000	J との併給なし
L. 雇用環境整備士 (I ~ III 種)	各 3,000	
M. NPO 法人会計力検定	2,000	
N. NPO 法人事務力検定	2,000	

以上

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人山友会	事業年度	2020年4月1日～2021年3月31日
-----	--------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	120,000 円
自主事業収益（山友荘）	20,146,850 円
受託事業収益	15,345,250 円
受取寄付金	38,219,100 円
受取補助金	531,000 円
受取利息	234 円
雑収益	1,743,079 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	76,105,513 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			2020/4/1 ～ 2021/3/31	300,000 円	決算書類作成報酬等
			2020/4/1 ～ 2021/3/31	96,100 円	墓地埋蔵管理 ・固定委託管理料 ・変動委託管理料 ・お線香代

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人山友会	チェック欄
-----	--------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<p>✓</p>
---	----------

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	2020年4月1日～2021年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

元書類收受日 令和 3 年 6 月 21 日

差替書類收受日 令和 4 年 6 月 15 日

書式第 8 号 (法第 4 4 条・5 1 条・5 8 条関係)

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名	特定非営利活動法人山友会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
大脇 甲哉		理事		○							2006 年 12 月 22 日就任
ルボ・ジャン		理事		○							2002 年 4 月 4 日就任
高木 五榮子		理事		○							2002 年 4 月 4 日就任
後閑 一博		理事		○							2003 年 5 月 24 日就任
ジョン・トナルト・デービス		理事		○							2004 年 5 月 24 日就任
後藤 広史		理事		○							2007 年 8 月 31 日就任
菌部 富士夫		理事		○							2009 年 5 月 23 日就任
油井 和徳		理事		○							2011 年 4 月 1 日就任
石松 伸一		理事		○							2012 年 11 月 30 日就任
河崎 健一郎		理事		○							2012 年 11 月 30 日就任
吉水 岳彦		理事		○							2017 年 6 月 10 日就任
河井 通修		監事		○							2011 年 4 月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 山友会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王 13NPO 法人スタイル) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王 13NPO 法人スタイル) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	税理士事務所のソフト使用 ルーズリーフ	1年ごと	7年
給与台帳	給与計算ソフト (給料らくだ) 使用 ルーズリーフ	1か月ごと	7年
入出金伝票	手書き 単票	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人山友会	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 山友会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人山友会
-----	--------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人山友会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いい